

渋川市生活援助食事サービス事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、食事を作ることが困難な高齢者等に対し、栄養のバランスのとれた食事を配食することを通じ、配食時における安否の確認及び孤独感の解消を図ることを目的とする。

（事業の委託）

第2条 生活援助食事サービス事業（以下「サービス」という。）の運営の一部又は全部を適切と認められる事業者（以下「受託事業者」という。）に委託して実施する。

（対象者）

第3条 対象者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、疾病等の理由により食事を作ることが困難な者とする。

（1） 65歳以上の高齢者のみの世帯

（2） その他特別な事情があると認めた世帯

（サービスの内容）

第4条 第1条に規定する目的を達成するため、週5回を限度に給食を定期的に対象者宅へ訪問配食する。

（利用の申請）

第5条 サービスの利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、渋川市生活援助食事サービス事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（利用の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、要否を決定し、渋川市生活援助食事サービス事業利用決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の決定があった場合は、渋川市生活援助食事サービス提供依頼書（様式第3号）により受託事業者に通知するものとする。

（変更の届出）

第7条 前条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）

は、第 5 条に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、渋川市生活援助食事サービス変更届（様式第 4 号）により市長に届け出なければならない。この場合、市長は変更となった事項を受託事業者に対して通知するものとする。

（委託料）

第 8 条 この事業の委託料は、配送の費用として 1 食あたり税抜 3 0 9 円とする。

（利用料）

第 9 条 利用者はサービスに係る食材料費、調理費の実費相当額として 1 食あたり 3 8 0 円を負担するものとする。

2 利用者は、前項の規定による利用者が負担すべき額について、受託事業者に直接支払うものとする。

（報告及び請求）

第 1 0 条 受託事業者は、毎月初日から末日までに実施したサービスの実績を取りまとめ、翌月 1 0 日までに別に定める実績報告書を添えて、委託料を市長に請求するものとする。

（）

（関係機関との連携）

第 1 1 条 市長は、この事業の円滑な実施のため、包括支援センターをはじめとする関係機関と必要な連携を行うものとする。

（その他）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の規定は平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

澁川市生活援助食事サービス事業利用申請書

ふりがな			
利用者氏名		年齢	歳
利用者住所	渋川市		
電話番号	自宅 携帯		
希望事業所			
食事の種類	☐ 普通食 ☐ 特別食（ ）		
実施曜日 （週５回まで）	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日		
サービスが 必要な理由			
民生委員 記載欄	渋川市生活援助食事サービスの必要性を認めます。 年 月 日 署名		
緊急連絡先１	氏名		関係
	住所		
	電話番号	自宅 携帯	
緊急連絡先２	氏名		関係
	住所		
	電話番号	自宅 携帯	
緊急時対応に関するサービス利用の有無 ☐ 緊急通報システム ☐ 救急医療情報キット			
上記のとおり食事サービスの利用を申請します。 なお、サービス実施に必要な渋川市における住民基本台帳及び心身障害の状況等の調査について委任します。 また、利用者の状況に応じた適切なサービスの提供を受けるため、この利用申請に係る情報をサービス事業者その他関係者に、必要な範囲内で提示することに同意します。 年 月 日 渋川市長 様 申請者 (利用者) <u>住　　所</u> 渋川市 <u>氏　　名</u> <u>（代理人）</u> <u>住　　所</u> <u>氏　　名</u> <u>電話番号</u> <u>（続柄）</u>			

印

渋川市生活援助食事サービス利用を次のとおり決定しましたので、通知します。

食事の種類	☐ 普通食 ☐ 特別食（ ）					
配食曜日	1 曜日	2 曜日	3 曜日	4 曜日	5 曜日	
利用開始日	年 月 日					
配達する業者	事業所名					
	住 所					
	電話番号					
留意事項	1 配達をキャンセルする場合は、事前に配達する業者に電話連絡をしてください。キャンセルができずに配達された食事の費用は、ご負担いただきます。 2 配達する業者又は曜日の変更を希望する場合は、事前に渋川市生活援助食事サービス変更届を提出してください。					

様式第4号（第7条関係）

渋川市生活援助食事サービス変更届

ふりがな		年齢	歳
対象者氏名			
対象者住所	渋川市		
電話番号	自宅	携帯	
変更事項	1 申請書記載事項の変更（住所・電話・緊急連絡先等） （ ） 2 事業所の変更 現在の事業所（ ） 変更先事業所（ ） 3 利用曜日の変更 現在の利用曜日（ 曜日・ 曜日・ 曜日・ 曜日・ 曜日 ） 変更後利用曜日（ 曜日・ 曜日・ 曜日・ 曜日・ 曜日 ） 4 利用の中止 年 月 日利用分まで 5 その他（ ）		
上記のとおり食事サービスの変更を申請します。 年 月 日 渋川市長 様 申請者 氏 名 (利用者) 住 所			